

綾瀬市福祉団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において活動する社会福祉団体が、社会福祉活動の増進を図ることを支援するための経費に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助対象は、社会福祉活動を行う団体で、別表に定めるものとする。

2 補助する額は、当該年度の予算の範囲内の額とする。

3 補助の対象となる経費は、別表に定める経費とし、次に掲げるものは除く。

- (1) 交際又は事務処理にかかる経費等で組織維持及び運営に要する経費
- (2) 親睦又は慰労及び慶弔又は顕彰にかかる経費等で構成員等の直接的な利益に帰する経費
- (3) その他補助目的を達成することが困難であると認められる事業等の経費

4 前項の規定は、団体を構成する各組織の事業に補助金を配分する場合にあっても同様とする。

(補助金の交付決定)

第3条 規則第7条の規定による補助金の交付決定は、綾瀬市福祉団体補助金交付決定通知書（第1号様式）によるものとする。

(補助金の交付期日)

第4条 補助金の交付は、請求があった日から30日以内とする。ただし、綾瀬市民生委員児童員協議会については、5月、7月、11月の分割交付とし、その交付時期及び交付額は綾瀬市福祉団体補助金交付決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、補助金の交付決定通知を受けた日から15日以内とする。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の期限は、事業完了後30日以内とする。

(補助金の管理執行)

第7条 補助金の執行に当たっては、出納簿又はこれに代わる書類をもって管理し、出納簿等の経理書類は交付を受けた年度の末日から5年間保存する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行し、昭和51年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後も平成23年度における補助金の交付申請、交付決定等の手続きについては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

団体名	補助対象経費
綾瀬市民生委員児童委員協議会	綾瀬市民生委員児童委員協議会、各地区協議会が行う地域福祉活動や研修会及び民生委員児童委員として個々が行う地域福祉活動に必要な経費
綾瀬市遺族会	遺族会相互の連絡調整と平和の尊さを次代に伝えるための事業に必要な経費
綾瀬市更生保護女性会	青少年等の非行防止や犯罪予防に対する事業に必要な経費
大和・綾瀬保護司会 綾瀬地区会	更生保護活動に対する事業に必要な経費
綾瀬市社会を明るくする運動実施委員会	犯罪予防の啓発や宣伝活動等に要する経費

第1号様式（第4条関係）

綾瀬市福祉団体補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付で申請のありました、年度綾瀬市福祉団体補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円

2 補助条件

綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市福祉団体補助金交付要綱の規定を遵守し、適正に執行すること。